

## 事業活動温暖化対策指針の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）に基づき、一定規模以上の事業者（特定大規模事業者）に対して、温室効果ガスの排出削減に向けた自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」（以下、「計画書制度」という。）を平成 22 年度から運用している。

計画書制度における計画期間は、「事業活動温暖化対策指針」（平成 21 年神奈川県告示第 550 号。以下「指針」という。）において、「原則として 3 年間、4 年間又は 5 年間のいずれかの期間」と定めている。

このたび、特定大規模事業者の状況を正確に把握・分析するとともに、横浜市及び川崎市の制度との整合を図り、連携した施策展開を可能とするため、令和 7 年度から、計画期間を「3 年間固定制」に変更し、令和 9 年度までに全事業者が計画を一旦終了するよう移行期間を設定し、令和 10 年度から完全移行する。

については、円滑な制度移行に向けて、指針の一部改正を行う。

### 2 改正の内容

令和 6 年度に事業活動温暖化対策計画書を提出する事業者については、計画期間を「原則として 1 年間又は 4 年間のいずれかの期間」とする。

#### <指針改正後の計画期間のイメージ>



### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日